

主な内容

- ご存知ですか高額療養費
- 定期的な被扶養者認定状況の確認実施のお知らせ
- 賞与支払届は速やかに提出しましょう

職場内で回覧しましょう



良寛堂
(出雲崎町)

被保険者資格と報酬月額を
正しく届出しましょう

ふるさと越後
—新潟県の建造物シリーズ—



社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp>

社会保険庁年金ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>

ご存知ですか

高額療養費

高額療養費とは、被保険者及び被扶養者が医療機関等にかかったときに、1か月の自己負担額が一定の金額を超えた場合に、超えた部分が被保険者の請求により払い戻される制度です。

- * 1か月とは暦月で月の1日から末日までをいいます
- * 同一医療機関でも入院と通院は別々、内科と歯科は別々で計算します
- * 同一世帯とは被保険者とその被扶養者をいいます
- * 差額ベッド代、入院時の食事負担金等の保険外負担は対象外です

自己負担限度額の算出方法は、次の①～③のとおりです。

また、平成18年10月からは、自己負担限度額が変わりますので、ご注意ください。



1 70歳未満の方のみの場合

【表A】70歳未満の方の自己負担限度額

所得の区分	自己負担限度額	多数該当
上位所得者 ※1	139,800円+(医療費-466,000円)×1%	77,700円
一般	72,300円+(医療費-241,000円)×1%	40,200円
低所得者 ※2	35,400円	24,600円

※1 上位所得者……………診療月の標準報酬月額が56万円以上の方

※2 低所得者……………市町村民税の非課税の方等

〈平成18年10月以降〉

所得の区分	自己負担限度額	多数該当
上位所得者 ※1'	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
低所得者 ※2'	35,400円	24,600円

※1' 上位所得者……………診療月の標準報酬月額が53万円以上の方

※2' 低所得者……………市町村民税の非課税の方等

同一世帯で高額の自己負担が複数あるとき

同一世帯で、同一月に21,000円以上の自己負担が複数あるときは、それぞれの負担額を合算して自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。（世帯合算）

直近1年間に受ける高額療養費が4回以上となったとき

直近1年間に4回以上高額療養費が支給される場合は、4回目から自己負担限度額が一定額に軽減されます。（多数該当）

2 70歳以上の方のみの場合（老人医療対象者を除く）

【表B】70歳以上の方の自己負担限度額

所得の区分		個人単位（外来）※6	世帯単位（入院も含む）
一定以上所得者※4		40,200円	72,300円+（医療費-361,500円）×1% 多数該当40,200円
一般		12,000円	40,200円
低所得者※5	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円

〈平成18年10月以降〉

所得の区分		個人単位（外来）※6	世帯単位（入院も含む）
一定以上所得者※4		44,400円	80,100円+（医療費-267,000円）×1% 多数該当44,400円
一般		12,000円	44,400円
低所得者※5	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円

※4 標準報酬月額が28万円以上の方等

※5 低所得者Ⅱは、市町村民税非課税の方等 低所得者Ⅰは、低所得者Ⅱのうち所得が一定基準に満たない方等

※6 70歳以上の外来で、個人単位（外来）にて支給された月は、多数該当のときには算入しないこととなっています

外来の場合

外来の自己負担額が同一月に個人単位で自己負担限度額を超えた場合、超えた額が高額療養費として支給されます。（償還払い制）

入院の場合

入院の自己負担額が、同一月に同一医療機関で自己負担限度額を超えた場合、超える分は窓口での支払いが不要となります。（現物給付）

世帯合算の場合

70歳未満のように基準額（21,000円以上）はなく、すべての自己負担額を合算できます。なお、外来分は個人単位の限度額を超えた額を算入します。

3 70歳未満と70歳以上の方がいる場合（老人医療対象者を除く）

- ◆同一月に70歳未満と70歳以上の方それぞれに自己負担がある場合にも、世帯合算を行うことができます。
- ◆世帯合算の対象となるのは、70歳未満は21,000円以上、70歳以上はすべての負担額です。
- ◆70歳以上の方の負担額には70歳以上の自己負担限度額【表B】を適用し、なお残る負担額を70歳未満の方の負担額と合算した世帯全体の負担額に【表A】が適用されます。

賞与支払届は速やかに提出しましょう

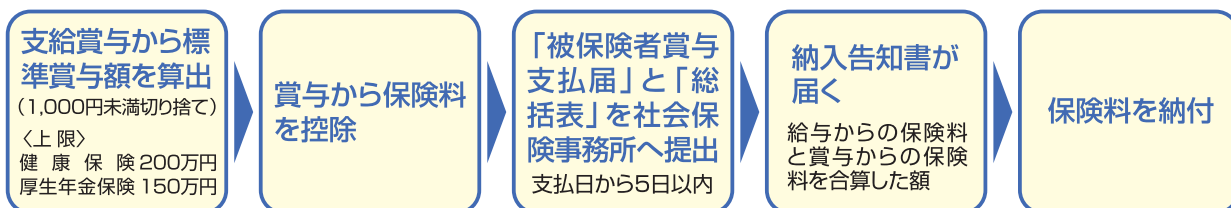
賞与を支払った場合は、支払日から5日以内に「被保険者賞与支払届」に「被保険者賞与支払届総括表」を添付して提出してください。

なお、賞与の支払がなかった場合は、「被保険者賞与支払届総括表」のみ提出してください。

賞与支払月の保険料は？

賞与支払月の保険料は、給与からの保険料と賞与からの保険料を合算した額になりますのでご注意ください。

保険料納付の手続き



毎年
実施します

社会保険事務所から

定期的な被扶養者認定状況の確認実施のお知らせ

本年も昨年に引き続き被扶養者の認定状況の確認をさせていただきます。
保険財政の健全な運営のため、ご協力をお願いいたします。

対象者

本年4月1日以降に被扶養者の認定を受けた方及び4月1日において15歳未満の子を除く被扶養者全員が対象となります。

実施時期

事業主の皆様には、本年9月下旬を目途に管轄の社会保険事務所から「健康保険被扶養者調書（異動届）」を送付します。

提出方法

被扶養者調書は、被保険者の方々に配布していただき、記載内容を確認の上、必要事項を記入し、必要な書類を添付して社会保険事務所へ提出願います。

※詳細につきましては、被扶養者調書に同封されるリーフレットをご覧ください。

健康づくり
標語コンクール入選作品

少しずつ 重ねる努力が 健康づくり

私の健康法

会社員 K・N
51歳 男性

キーワード：健康診断で健康チェック

30歳前半までは、「少し太ったな」と思えば食事や運動量に少々気を使う程度で意識的に、しかも無理なくダイエットできましたが、35歳を過ぎた頃からでしょうか、ストレスを食事で解消するようになり徐々に体重が増え始め健康診断でも高血圧や通風が気になり始めました。

そこで、日々の通勤を自転車に切り替え、妻が始めたソフトバレーボールにも週1回のペースで通い始めましたが、筋力と持久力があまりにも衰えているのに驚愕し、もともと体を動かすのは嫌いではないのでスポーツジムにも入会しました。

しかしながら、年をとったのでしょうか、確かに体力と筋肉はついたのですが、体脂肪

にはあまり変化はなく、無理をしても体重は減りません。「私も中年男なんだな」と今更ながらに思うのですが、今後は、年に1回の人間ドックを健康の基準日として健康、体重そして、少しでも若く見られるように1年間で意識して過ごそうと考えています。



9月の社会保険相談のご案内

会 場	相談日	時 間	会 場	相談日	時 間
新 津 商 工 会 議 所	21(木)	10:00～15:30	糸 魚 川 市 役 所	13(水)	10:00～15:00
五 泉 商 工 会 議 所	26(火)	10:00～15:30		27(水)	10:00～15:00
五泉ニット工業協同組合	12(火)	10:00～15:30	頸 城 区 総 合 事 務 所	20(水)	10:00～15:00
阿 賀 町 役 場	20(水)	10:00～14:00	巻 商 工 会	6 (水)	10:00～15:00
佐 和 田 商 工 会	20(水)	13:30～15:30	吉田商工会 (燕市吉田産業会館)	21(木)	10:00～15:00
両 津 商 工 会	21(木)	9:00～11:00	市民交流センター ネーブルみつけ	27(水)	10:00～15:00
小 木 町 商 工 会	21(木)	9:00～10:30	阿 賀 野 市 水 原 公 民 館	20(水)	9:30～14:30
小 出 商 工 会	13(水)	10:00～15:00	中 条 町 商 工 会	21(木)	10:00～15:00
長岡市役所 栃尾支所	20(水)	10:00～15:00	村 上 市 役 所	27(水)	10:30～15:00
小 千 谷 商 工 会 議 所	26(火)	10:00～15:00	十日町地域地場産業振興センター	14(木)	10:00～15:00
柿 崎 商 工 会	21(木)	10:00～15:00	ク ロ ス 1 0	28(木)	10:00～15:00

●年金の相談：照会等には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・年金証書等を持参してください。

注）佐渡地区の時間（朱書）は受付時間となりますのでご注意ください。

高額医療費貸付制度をご利用ください **無利子**

医療費が高額になった場合、家計のやりくりが大変になることがあります。

そこで、高額療養費が支給されるまでの間の負担を軽減するため、**無利子**で資金を融資する制度です。



対象者

政府管掌健康保険の被保険者または被扶養者で高額療養費が受給できる方

貸付金額

高額療養費の支給見込額の8割相当額（100円未満切捨て）

返済方法

後日支給される高額療養費から貸付金を精算し、差額は後で清算金として指定の口座へ振込みいたします。

申込方法

医療費の明細のわかる請求書、保険証、預金通帳、印鑑を持参し、お申し込みください。

お申し込み・お問い合わせは

(財)新潟県社会保険協会

951-8104 新潟市西大畑町5191-14
にいがた社会保険センター内
☎ 025-225-2518

事業主の皆様へ

●受診の際、「保険証」持参の呼びかけを！ ●資格喪失後は「保険証」の早期回収を！

新潟県社会保険診療報酬支払基金

自然豊かな弥彦で

やすらぎのひとときを！

— グリーンヒル山彦 —



ご利用料金

■被保険者（被扶養者）の場合

●1泊2食 5,610円（税込み）

■上記以外の利用者の場合

●1泊2食 6,450円（税込み）

●宿泊利用時間は、午後4時から翌朝10時までです。

●ご予約やお申込は直接グリーンヒル山彦へ

☎ (0256) 94-2279



どなたにもご利用いただける保養所です。

社会保険協会受託保養所

グリーンヒル山彦

〒959-0233 西蒲原郡弥彦村弥彦